

教育資金の  
一括贈与に  
かかる

贈与税  
の  
非課税措置

Q & A



お申込み時

- Q** 一人の孫が複数人の祖父母から贈与を受けることは可能ですか？
- A** お孫さま1人に対して、1,500万円までの金額であれば、複数の方から贈与を受けることは可能です。
- Q** 一人の祖父母が複数人の孫に対して贈与することは可能ですか？
- A** お孫さま1人に対して1,500万円までですので、例えばお孫さまが3人いれば合計4,500万円までこの制度を利用することができます。
- Q** 贈与は一括で行う必要がありますか？
- A** 1,500万円の限度額内であれば、平成31年3月31日まで追加で贈与できます。
- Q** 平成25年4月1日以前に、祖父母から金銭の贈与を受けている場合、その資金で口座を開設できますか？
- A** 本非課税措置の対象は、平成25年4月1日以後に贈与を受けた金銭になります。
- Q** 祖父母(贈与者)が遠隔地に住んでいるので、窓口に行くことができないのですが、受贈者(およびその親権者)のみの来店でも口座開設はできますか？
- A** 可能です。ただし、口座開設に先立ち事前に祖父母さま等とお孫さま等との間で贈与の契約をしていただく必要があります。「贈与契約書」の書式は店頭にご用意しております。贈与契約書の締結後2ヵ月以内に贈与資金を本口座にお預入れいただく必要があります。

お引き出し時

- Q** 祖父母が途中で引き出すことはできますか？
- A** 本制度を利用してお預入れされた資金はお孫さま等への贈与となるため、祖父母さま等が途中でお引出しいただくことはできません。

その他

- Q** 専用口座に預け入れる前に支払った教育資金についても本非課税措置の対象となりますか？
- A** 対象とはなりません。お預入れ後に支払った教育資金のみが対象となります。
- Q** 通常の贈与税非課税枠との併用は可能ですか？
- A** 可能です。

ご注意ください事項

お申込み時

- 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置(以下「本非課税措置」といいます)にともなう金融機関へのお預入れは、お孫さま等1人あたり1,500万円が限度額となります。またお預入れできる金融機関は1金融機関(1支店)のみとなります。複数の金融機関・支店へのお預入れはできません。
- 本非課税措置の上限金額は、お孫さま等1人あたり1,500万円ですが、塾や習い事などの学校等以外へのお支払いは500万円までとなります。
- 本預金にお預入れいただく前に支払われた教育資金は、本非課税措置の適用対象外となります。

払出時

- ご提出いただく領収書等は記載された支払年月日から1年を経過する日までのものが有効となります。1年経過後の領収書等によるお引出しはできません。
- ATM、インターネットバンキングでのお取引はお取扱いいたしません。

終了時

- 教育資金管理特約が終了した時点で、教育資金非課税申告額から教育資金支出額を差し引いた残額※がある場合、その残額に対し、特約が終了した日の属する年に贈与があったものとして贈与税が課されます。預金者が亡くなられたことにより、特約が終了となった場合は、贈与税は課されません。
- ※ 以下の部分の合計金額は残額として贈与税の課税対象となり、その年において他に贈与を受けた金額と合わせて贈与税の基礎控除額を超える場合や相続時精算課税の適用を受ける場合には、贈与税のご申告が必要です。
- ① 預入金額のうち、お引出しをしなかった部分    ② お引出し金額のうち、次の部分
  - ・教育資金のお支払いに係る領収書等を期限までにご提出いただけなかった部分
  - ・学校等以外のものへの教育資金のお支払いで累計500万円を超える部分

その他

- 学校等への振込にかかる振込手数料等は本非課税措置の対象とはなりません。
- その他本預金の特約に反する取扱いがあった場合には本非課税措置の対象外となる可能性がありますのであらかじめご了承ください。また、この特約を変更する場合は、あらかじめ変更の内容および取扱いの期日を店頭に提示し、その期日の到来とともに変更特約が発効するものとします。

税務上等の取り扱いについては、税理士等専門家にご相談ください。詳しくは、窓口にお問い合わせください。



〈かわしん〉

教育資金  
一括贈与  
専用口座

すてきな夢を叶えるための

おくりもの



川口信用金庫  
http://www.shinkin.co.jp/ksb/



# 大切な人の未来を応援!

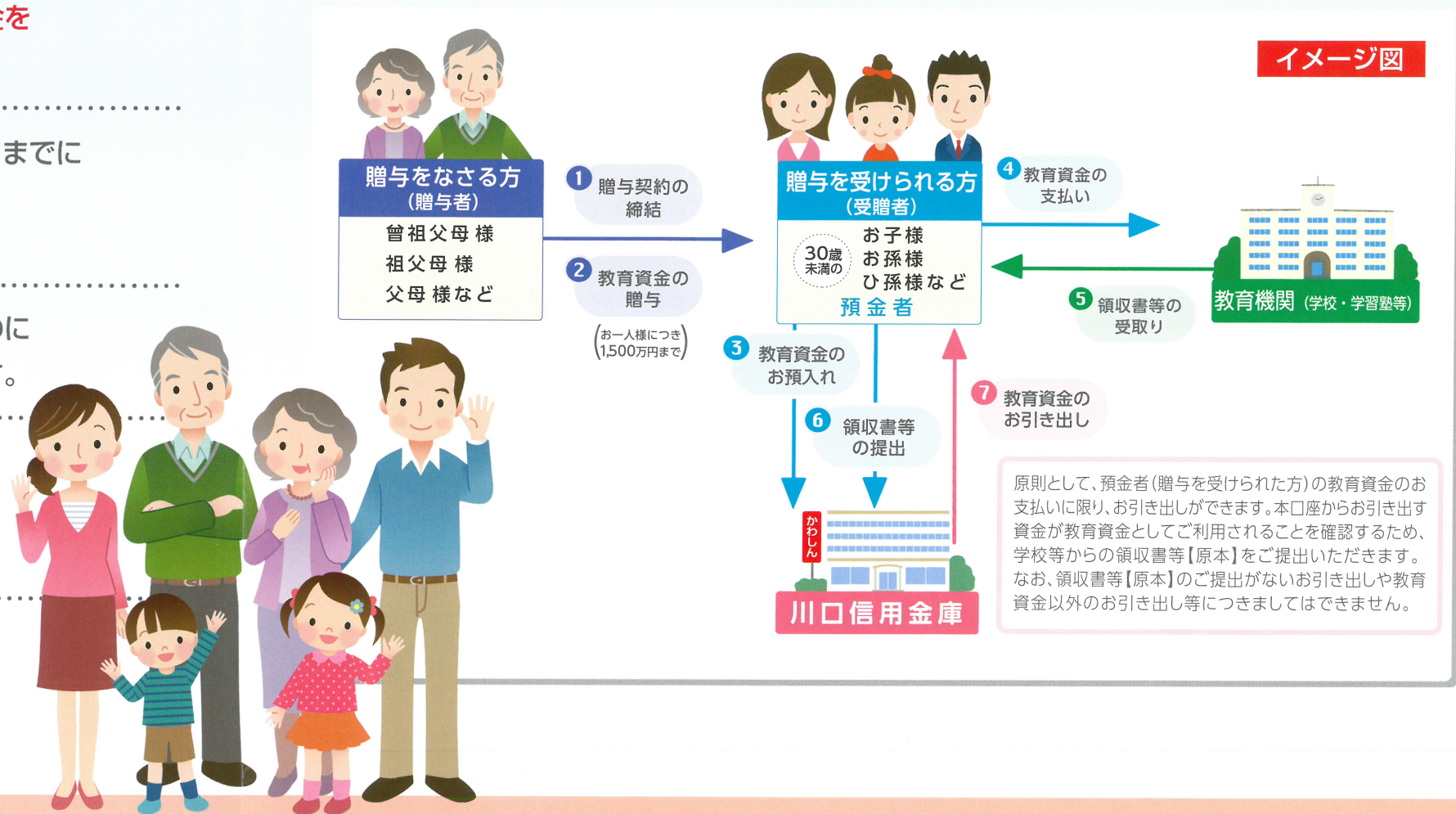
■ 平成25年度税制改正にて、**30歳未満のお孫さま等へ授業料等の教育資金を非課税にて一括贈与**する取り扱いが開始されました。

■ 祖父母さまなど直系尊属の方が平成25年4月1日から平成31年3月31日までに金融機関に拠出した資金のうち、30歳未満のお孫さまなどが教育を目的に利用した額(1,500万円が上限)が非課税になります。

■ 学校等以外のもの(塾や習い事等)に支払われる教育資金のうち一定のものについては、上限1,500万円の範囲内で最大500万円まで非課税となります。

■ お孫さまなどの30歳の誕生日の前日に教育資金管理契約は終了し、  
①教育の目的以外で支出した資金および②拠出した資金の残額に対して、贈与税が課税されます。

■ 非課税制度の取り扱いは、お孫さまなどお1人につき1金融機関(1支店)に限定されます。



## ◆かわしん「教育資金一括贈与専用口座」概要◆

ご利用いただける方	直系尊属(曾祖父母、祖父母、父母等)から贈与契約書により教育資金を受贈した30歳未満の個人 ※開設可能な専用口座は、お一人さまにつき1口座です。専用口座を開設した場合、他の支店・金融機関で専用口座の開設はできません。	
お取扱期間	(1)贈与税が非課税となる預金の取扱期間 平成28年2月1日~平成31年3月31日 (2)払戻期間 預金者が30歳に達した日など、一定の要件に該当した日まで	
お預入方法	随時お預け入れいただけます。 ※2か月以内に直系尊属から贈与された金銭を預入いただけます。 ※預入にあたっては、贈与契約書および教育資金非課税申告書等を当金庫に提出いただけます。	預入金額 10万円以上 1,500万円以下 預入単位 1円単位
	原則として預金者の教育資金の支払いにあてる場合に限り払い戻しできます。 ※専用口座から払い戻す資金を教育資金としてご利用されることを確認するため、学校等からの領収書等を提出いただけます。 なお、領収書等の提出がない払い戻しや教育資金以外の払い戻し等については非課税措置の適用を受けることができません。	
利息	適用金利	・変動金利 毎日の最終残高について、店頭に表示する毎日の利率を適用します。
	利払方法	毎年3月と9月の当金庫所定の日に元金に組入れます。
	計算方法	毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とし、1年を365日とする日割計算します。
税金	・お利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。(ただし、マル優を利用の場合は除きます。) ※平成49年12月31日までの間に支払われるお利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。	
手数料	無料とします。	
付加できる特約事項	・マル優のお取扱い マル優の適用を受けられる方は、当金庫に申告されたマル優枠(最高350万円)まで非課税でご利用いただけます。	
中途解約時の取扱い	原則として中途解約はできません。ただし、預金者が①30歳に達した場合、②死亡した場合、③預金残高がなくなり契約終了の合意があった場合には、口座は解約となります。	
金利情報の入手方法	金利は店頭の金利表示ディスプレイまたは窓口へご照会ください。	

## 必要書類

お孫さま等およびご来店者さまのご本人確認書類(原本)	運転免許証、保険証、パスポート、住民基本台帳カード(顔写真付)等 ※お孫さまが未成年の場合は、その親権者さまのご本人確認書類及びお孫さま等と親権者さまの関係がわかる確認書類(住民票等)も必要となります。
お孫さま等のご印鑑	口座開設にあたり、お届けいただくご印鑑をご用意ください。
戸籍謄本、住民票謄本等(原本)	直系尊属からの贈与であることを確認させていただくため、祖父母さま等がお孫さま等の直系尊属であることが確認できる戸籍謄本等の原本をご提出いただけます。
贈与契約書(原本)	あらかじめ書面にて祖父母さま等とお孫さま等との間で贈与契約を締結していただき、贈与契約書の原本をご提示いただけます。 ※贈与資金は贈与契約日から2カ月以内に当庫にお預入れいただく必要がございますのでご注意ください。 ※贈与契約書の書式は店頭にご用意しております。
教育資金非課税申告書(原本)	非課税措置の提供を受ける金額(お預入れ金額と同額である必要があります)等を記載していただけます。申告書は当庫より税務署に提出いたします。 ※社会保障・税番号制度の導入により平成28年1月以降に提出する教育資金非課税申告書等には個人番号の記載が必要となります。 ※申告書は店頭にご用意しております。また、国税庁のホームページからもダウンロードできます。

## ご解約

以下のいずれか早い日に教育資金管理契約は終了します。  
その場合、本口座はただちにご解約いただけます。(通常の預金口座として引き続きご利用いただくことはできません)

①預金者(お孫さま等)が30歳になられた場合 ②預金者(お孫さま等)が亡くなられた場合 ③残高が0円となり、預金者(お孫さま等)と当庫で特約終了の合意があった場合

## 手数料

口座管理手数料は無料 ※振込手数料等は、当庫所定の手数料をご負担いただけます。